

岐阜県立郡上特別支援学校 いじめ未然防止基本方針

岐阜県立郡上特別支援学校

ここに定める「岐阜県立郡上特別支援学校 いじめ未然防止基本方針」は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条を受け、当校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策などを示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様（当校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える）

【心理的苦痛を伴うもの】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれにされたり、集団から無視されたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

【物理的苦痛を伴うもの】

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、いじられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、強く叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じて、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織において、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階を過ぎず、「解消している」状態に至った場合で

も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 当校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

いじめほどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組んだり、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できたりするような授業づくりや集団づくりを行う。

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感や自己肯定感が高められるように努める。

また、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感傷にとらわれることなく、互いを認め合える望ましい人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめへの対処

いじめ防止対策推進法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。そして、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、速やかに事実関係を明らかにした上で、本人や保護者に対して明らかにした事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、組織的に今後の指導方針と見通しを決定するとともに、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。

また、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導をする姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめ、児童生徒の成長の過程で、いつでもどこでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童生徒、保護者の理解が必要であり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがあり、これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応する。

3 いじめの防止のための取組

(1) 当校は、いじめ防止のための組織の構成員、外部専門家の参画、運営を次のように定める。

名 称	岐阜県立郡上特別支援学校いじめ未然防止委員会	
目 的	いじめ防止及び早期発見・早期対応対策、並びに重大事態発生時の調査及び対応を行うことを目的として組織する。	
構成員	学校関係	校長、(事務長)、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、生活支援部主任、進路指導主事、保健主事、(研修部長)、(渉外部長)、支援センター長、教育相談担当
	第三者	臨床心理士、地域代表、PTA会長
運 営	第1回 【6月】	学校の現状の確認及び基本方針の確認をするとともに、年間計画を決定する。
	第2回 【2月】	取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを行う。
	随 時	いじめ事案発生時には、速やかに本会を開催し、事態の対応に当たる。

(2) 学校及び各分掌の取組

学校全体	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識を醸成する。 ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。 ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。 ・情報の共有「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
生活支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における規律を正し、児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるように指導する。 ・定期的に「いじめ調査」を実施し、状況を把握する。(学期ごとに実施) ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。 ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所社会福祉課等)との連携を図る。 ・学校祭の取組や「ひびきあいの日」の取組において、仲間の良いところや頑張りを認め合う取組を行う。 ・児童生徒会活動によるいじめ未然防止に関わる自主的活動の推進を図る。
教 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会性や豊かな人間を育てるために、小学校・中学校の児童生徒や地域の人々との交流を積極的に推進する。
健康教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭において、生徒間の協力・協調による絆づくりをめざす。
進路支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導により、高等部3年間の方向付けや目的意識を育成する。 ・現場実習、校内作業実習、企業内作業学習、職場見学等で社会における規律を習得する。
渉 外 部	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域と連携し、児童生徒の生活を見守れるような関係作りを推進する。
研 修 部	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応に係わる教職員の資質向上を図る職員研修等を開催する。
支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習を積極的に推進する。 ・定期的に児童生徒の支援に関わる情報交換をし、必要に応じてケース会議を開催する。 ・心理検査を活用して、児童生徒の指導・援助に役立てる。

(3)いじめ防止プログラム

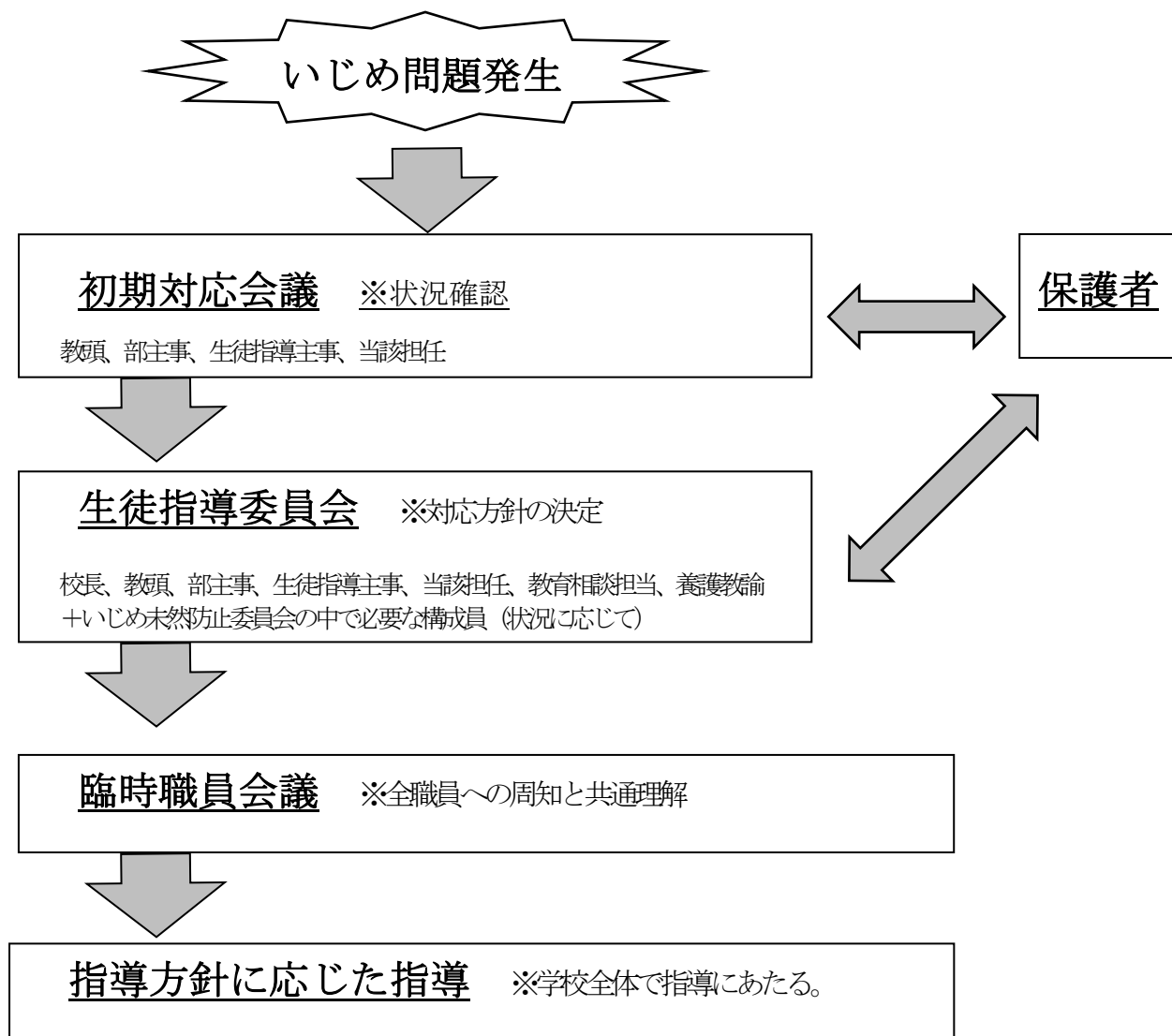
【小中学部】

月	行事	具体的内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解職員研修 ・新入生を迎える会 ・保護者懇談 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を理解するための職員研修 ・自己紹介や遊びを通して、新しい仲間との絆を深める取組 ・保護者との懇談 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
5	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス運転手・添乗員研修 ・遠足 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス運転手と添乗員の児童生徒理解のための研修 ・遠足を通して仲間との絆を深める活動 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒集会 ・第1回いじめ未然防止委員会 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・他部との絆を深め、お互いの良さを認め合う取組 ・学校の方針と具体的対応、年間計画の確認 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査 ・人権七夕 ・児童生徒集会 ・保護者懇談 ・学校間交流 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査（4月～7月） ・人権七夕を通して仲間の良さを認め合う取組 ・他部との絆を深め、お互いの良さを認め合う取組 ・保護者との懇談 ・地域の同年代の児童生徒とお互いの良さを知り、交流を深める取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
9	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・学校間交流 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭に向けた練習を通して、仲間との絆を深める取組 ・地域の同年代の児童生徒とお互いの良さを知り、交流を深める取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
10	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒集会 ・保護者懇談 ・学校間交流 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・他部との絆を深め、お互いの良さを認め合う取組 ・保護者との懇談 ・地域の同年代の児童生徒とお互いの良さを知り、交流を深める取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
11	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭 ・学校間交流 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭に向けた練習を通して、仲間との絆を深める取組 ・地域の同年代の児童生徒とお互いの良さを知り、交流を深める取組 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査 ・児童生徒集会 ・学校間交流 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査（8月～12月） ・他部や地域の方との交流を深める取組 ・地域の同年代の児童生徒とお互いの良さを知り、交流を深める取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員いじめ防止研修 ・児童生徒集会 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止のための職員研修 ・他部との絆を深め、お互いの良さを認め合う取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ未然防止委員会 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止の年間の取組報告と検証 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査 ・保護者懇談 ・卒業生を送る会 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査（1月～3月） ・保護者との懇談 ・在校生から卒業生へ感謝の気持ちを伝える取組 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い 交流を深める活動

【高等部】

月	行事	目的
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解職員研修 ・新入生を迎える会 ・1年生家庭訪問 ・ケース会議（なんてん支援会議） ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を理解するための職員研修 ・自己紹介や遊びを通して、新しい仲間との絆を深める取組 ・家庭生活での状況確認 ・生徒の支援についての情報交換 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング
5	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス運転手・添乗員研修 ・ケース会議（なんてん支援会議） ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス運転手と添乗員の児童生徒理解のための研修 ・生徒の支援についての情報交換 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング
6	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生発達検査 ・第1回いじめ未然防止委員会 ・保護者懇談 ・第1回県いじめ調査 ・ケース会議（なんてん支援会議） ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を対象に発達検査を実施 ・学校の方針と具体的対応、年間計画の確認 ・保護者との懇談 ・第1回県いじめ調査（4月～6月） ・生徒の支援についての情報交換 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング
7	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・ケース会議（なんてん支援会議） ・学校間交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査の結果を受けての個別の担任との懇談 ・生徒の支援についての情報交換 ・地域の同年代の生徒との学習活動により、お互いの良さを認め合う取組
9	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・ケース会議（なんてん支援会議） ・学校間交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭練習を通して仲間と絆を深める活動 ・生徒の支援についての情報交換 ・地域の同年代の生徒との学習活動により、お互いの良さを認め合う取組
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議（なんてん支援会議） ・スクールカウンセラー等活用事業 ・学校間交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の支援についての情報交換 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング ・地域の同年代の生徒との学習活動により、お互いの良さを認め合う取組
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査 ・学校祭 ・「ひびきあいの日」の取組 ・ケース会議（なんてん支援会議） ・学校間交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査（7月～11月） ・学校祭の練習を通して、仲間との絆を深める取組 ・学校祭の取組の中での人権の取組（2週間） ・生徒の支援についての情報交換 ・地域の同年代の生徒との学習活動により、お互いの良さを認め合う取組
12	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・保護者懇談 ・ケース会議（なんてん支援会議） ・学校間交流 ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査の結果を受けての個別の担任との懇談 ・保護者との懇談 ・生徒の支援についての情報交換 ・地域の同年代の生徒との学習活動により、お互いの良さを認め合う取組 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員いじめ防止研修 ・ケース会議（なんてん支援会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止のための職員研修の実施 ・生徒の支援についての情報交換
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ未然防止委員会 ・卒業生を送る会 ・第3回県いじめ調査 ・ケース会議（なんてん支援会議） ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止の年間の取組報告と検証 ・在校生が卒業生に感謝の気持ちを伝える取組 ・第3回県いじめ調査（12月～2月） ・生徒の支援についての情報交換 ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者・教職員のカウンセリング
3	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・保護者懇談 ・ケース会議（なんてん支援会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査の結果を受けての個別の担任との懇談 ・保護者との懇談 ・生徒の支援についての情報交換

4 早期発見・事案対応マニュアル



〈対応順序〉

- ① 被害児童生徒、加害児童生徒の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ② 初期対応会議・・・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ③ 地域担当生徒指導主事への報告（重大事態については県教委にも報告）
- ④ 被害児童生徒、加害児童生徒の保護者への連絡
- ⑤ 被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の児童生徒から事情の聴き取り
- ⑥ 生徒指導委員会・・・対応方針の決定
- ⑦ 被害児童生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ⑧ 加害児童生徒の指導（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ⑨ 被害児童生徒、加害児童生徒の保護者への説明
- ⑩ 当該児童生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導
- ⑪ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

5 「重大事態」と判断された時の対応

○重大事態とは

- ・いじめにより当該児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神的疾患を発症した場合等)
- ・いじめにより当該児童生徒が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。
(不登校に陥った場合等)

児童生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

- ① 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ② 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ いじめ未然防止委員会を開催する。
※必要な場合には、専門的な第三者を加えるものとする。

〈学校主体による調査組織の編成〉

- ・組織に、さらに必要な第三者を加えることができる。

〈学校主体による調査における注意事項〉

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・児童生徒や保護者への情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮しながら、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。
- ・児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は、県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

6 情報等の取り扱い

(1) 資料の保管について

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

(2) 発達検査等の有効活用について

発達検査については、児童生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修を実施し、児童生徒指導に積極的に利用する。

7 当校のいじめ未然防止基本方針に基づく取組の実施状況の評価について

当校のいじめ未然防止基本方針に基づく、いじめ防止のための行事、取組の実施状況、学校の雰囲気、学校内の人間関係等を学校評価にて評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。